

# 個人住民税が変わります

個人住民税を納める人（納税義務者）

- 市内に住所がある人
- 納める税→均等割、所得割
- 市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人
- 納める税→均等割
- 菊池市に住所があるか、あるいは事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。
- **住民税が課税されない人**
- 均等割も所得割もかからない人
- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満であった人）

※年齢65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置は、廃止されました。  
 ただし、平成17年1月1日において、65歳に達していた人の個人住民税については、平成18年度分は3分の1を課税、平成19年度分は3分の2を課税、平成20年度分からは全額課税となります。

成20年度分からは全額課税となります。

- 均等割がかからない人
- 前年の所得金額が28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに16万8千円を加算した金額）以下の人
- 均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫婦とも市内に住所を有する人の均等割については、平成18年度からは全額課税となります。前年の所得金額が35万円に本

## 税額・税率

- 均等割の税額
  - 個人の住民税の均等割
    - ・ 県民税年額 1,500円（水とみどりの森づくり税 500円を含む）
    - ・ 市民税年額 3,000円
- 所得割の計算方法

$$\frac{\text{課税所得金額} - \text{税額控除}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

ただし、平成18年度分の住民税については、所得割の7.5%相当額（その額が2万円を超える場合には2万円）を控除した額が、所得割の税額となります。  
 ※平成19年度分以後の住民税については、この控除が廃止となります。

## 6月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

### ● 市県民税第1期

※納税通知書は6月12日（月）に発送予定です。  
 ※口座振替を利用している人は、6月26日（月）に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

## 人権同和教育シリーズ⑬

富永裕之

藤井先生の話を聞いて考えたことは、話の内容も色々と感じることができましたが、私は「藤井輝明さん」という一人の人間について、思いを巡らせました。血管腫という病気を背負いながら決して負けず、強く生きていく姿を見て素直にすごい人だと思いました。周囲からとても苦しい接し方にも強く立ち向かい、親の教えを強く信じていることができる心の強さにとてもあこがれました。もし、自分が同じような立場に立たされたら、自分はあるに強くなれるだろうか？と自分に重ねて考えてみました。

これまでの生活をふりかえると、自分自身がじめられたりすることはなかったけれども、友達が学校に登校できなくなることを経験しました。その友達は、自分の気持ちを相手に伝えることがなかなかできなくて苦しんでいました。私は気にならなくなりましたが、何ひとつその友人にできることができませんでした。幸い、その友人は何かのきっかけで相談する勇気ができました。

今回の講演で一番心に残った言葉は「真実はひとつしかない」という言葉です。私は、デマやくだらない噂が大嫌いです。変な噂が大嫌いです。変な噂はほとんど広がっていくし、変わっていきます。噂に関係のある人が、傷ついていったことをたくさん経験しました。修復するためには、たくさんの方のエネルギーと時間が必要です。

私はくだらない噂、いじめや差別が将来、全て無くなることは正直ないかもしれないと思います。でも少しずつでも減っていくように、自分は努力していきたいです。

## 動物の販売や保管などを行う皆さんへ

動物の愛護および管理に関する法律が改正され、6月1日から施行されました。  
 動物取扱業はこれまでの届出制から登録制に改められ、業として（注）動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示を行う場合は動物取扱業の登録を受ける必要があります。

※対象となる動物は、哺乳類・鳥類・爬虫類（ただし、実験動物・畜産動物などを除く）です。

注「業」としては「①社会性を持って②一定以上の頻度または取扱量で（年2回以上または2匹以上）③営利を目的として動物を取扱（こと）を言います。」  
 登録するまでの流れ  
 登録申請（各保健所に）▼施設

### 動物取扱業者の一例

業種	該当する業者の一例
販売 (取次ぎまたは代理を含む)	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖または輸入を行う業者、露天などにおける販売のための動物の飼養業者、 <b>飼養施設を持たないインターネットなどによる通信販売業者</b>
保管	ペットホテル業者、美容業者(動物を預かる場合)、ペットのシッター
貸し出し	ペットレンタル業者、映画などのタレント・撮影モデル・繁殖用などの動物派遣業者
訓練	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、 <b>アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)</b>

※下線部・・・法改正により新たに規制対象に組み入れられることになった業者

## 熊本県環境月間



### 熊本県環境月間

6月1日（木）～6月30日（金）

熊本県民環境美化行動の日（毎年6月第1日曜日）

6月4日（日）

問い合わせ先 環境課

## より豊かな環境づくりのために

「世界環境デー（6月5日）」は、国連人間環境会議が1972年6月、スウェーデンのストックホルムで開催されたのを記念して国連が定めた日です。

日本では、環境省の主旨により、この「世界環境デー」を含む6月を「環境月間」として、毎年、全国各地で環境美化活動などの様々な行事が行われています。

近年、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の維持再生など、私たちが生活の中で取り組まなくてはならない課題が多くなっています。

大切な環境を守り育て、社会の仕組み自体を持続可能なものへと変えていくためには、県民一人ひとりがその重要性を認識し、自らの生活・行動を見直していくことが必要不可欠です。

熊本県では、毎年6月を「熊本県環境月間」と定め、より豊かな環境づくりのためのパートナーシップの取組みを呼びかけることとします。

## マイバッグを持って買い物へ行きましょう！

菊池市では、マイバッグ（買い物袋）持参運動を推進しています。

- マイバッグを持参する
- 過剰包装を避ける
- 詰め替え商品を選ぶ

などの行動が、ごみ減量化につながるように、日常生活や買い物と環境問題は、密接に関係しています。

6月は環境月間です。皆さんも身近なことから、環境にやさしい生活をしましょう。

問い合わせ先 環境課



問い合わせ先 菊池保健所衛生環境課 ☎(25) 4155